

薩摩川内市立育英小学校いじめ防止基本方針

<いじめの防止等の対策に関する基本理念>

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

学校教育目標

確かな学力と思いやりの心を持った心身ともにたくましく生きる子どもを育てる

【地域や家庭との連携】

社会全体で児童を見守り、健全な成長を促すため、地域、家庭と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- PTA (学級PTA, PTA生活指導部)
- 民生委員, 主任児童委員, 育英つ子を育む会
- 学校評議員会 ○育英小校区愛護会
- 育英地区コミュニティ協議会
- 市校外生活指導連絡協議会 等

【心の教育推進委員会】

いじめ防止体制

心の教育推進委員会をいじめ防止体制の中核とし、いじめ問題や気になる児童について対応策について協議する。また、学期ごとに取組を検証し実効のないいじめ防止体制を保持する。

組織構成

全職員及び、その他必要に応じた関係者及び外部専門家を加える。

【関係機関との連携】

いじめ問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療・福祉機関、法務局など）との適切な連携を図る。

- SSW ○SC
- 市教育委員会 ○市福祉課
- 児童相談所 ○法務局
- 警察
- 医療・福祉機関 等

【いじめの未然防止】

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

【いじめの早期発見】

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める取組を推進する。

また、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る取組を実践する。

【いじめに対する措置】

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う取組を推進する。

また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

【実践の方向性と本校での具体的取組の概要】

1 いじめの未然防止

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。
- (2) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組を推進する。
- (3) 未然防止の観点から、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活にするための基盤づくりに努める。
- (4) いじめの問題への取組の重要性について保護者はもちろん地域住民に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

【具体的取組】

※ いじめ問題を自分の事として捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合うことができるようにする。

- ・ 「いじめ問題を考える週間」における全学年での授業及び参観日の授業公開
- ・ 命といじめ問題公開授業（研修会）への参加・実施
- ・ 「かごしまの教育」県民週間における「心の教育の日」の設定と道徳授業の公開
- ・ 教育相談でのレポート作り
- ・ いじめをなくそう集会（児童集会）の充実及び校内人権月間（12月）の取組
- ・ 道徳、特別活動、各教科指導の場における話し合い活動や指導
- ・ 県教委「いじめ対策必携」・文科省「生徒指導提要」・生徒指導リーフの活用
- ・ 携帯・インターネットに関する調査、学校ネットパトロール調査結果を生かした考察・活用
- ・ アサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター等の学級活動年間計画への位置付け
- ・ PTA 総会・学級 PTA・学校だより等各種広報による啓発

2 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かずに判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。
- (2) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る環境づくりに努める。

【具体的取組】

- ・ 心の教育推進委員会における情報交換及び事例研修
- ・ 夏季休業中及び2月の子どもを語る会（教育相談）の実施
- ・ 県いじめアンケート・記名式いじめアンケート（市）の実施・分析
- ・ 子ども一人一人の思いをしっかりと聞き取るための教育、健康相談（金）の実施

3 いじめへの対処

- (1) 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておく。
- (2) いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

〈いじめが解消している状態〉

- いじめ行為が止んでいること
 - ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
 - 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・ 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。
- ※ いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察をすること。

【具体的取組】

- ・ 年度当初の職員会議（本基本方針やいじめ対策必携・共通理解事項の確認）
- ・ 事例研修による教職員のスキルアップ
- ・ 心の教育推進委員会における懸案事項の周知
- ・ 県いじめアンケート・記名式いじめアンケート（市）の分析・実態把握

4 地域や家庭との連携

- (1) いじめについては、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」、「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」、「まだ気付いていないいじめがある」、「1件でも多く発見し、1件でも多く解消する」との基本姿勢をもち、学校では軽微なことでも全職員で対応していくことを家庭や地域に十分に理解してもらう機会をもつ。
- (2) いじめに関して、学校は「いじめられている子どもを絶対守る」姿勢を貫くことや、いじている子どもに対しては、教育的配慮に十分留意し、状況に応じて、懲戒や出席停止の措置（当該保護者の認識及び市教委の判断を仰ぎながら執行）等を講じていくことなど、学校としての毅然とした方針を明確にしていく機会をもつ。
- (3) PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会や校区コミュニティを活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

【具体的取組】

- ・ PTA 評議員会・PTA 総会・PTA 理事会・学級 PTA の場の設定
- ・ 学校だより等各種広報による啓発
- ・ 育英つ子を育む会の実施（年三回）
- ・ 市校外生活指導連絡協議会・校区コミュニティ協議会での共通理解

5 小中、小小連携および関係機関との連携

- (1) 小中一貫教育としての小中・小小の連携や、警察・児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

【具体的取組】

- ・ 川内北警察署、市少年愛護センター、市福祉課、民生委員、主任児童委員との密な連携
- ・ 川内北中校区小中合同研修会における生徒指導部会の開催 ・ 四校 P T A 交流会の開催

【年間計画】

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修等
4	年間及び1学期の活動計画の検討 いじめ問題を考える週間の取組及び評価	(市) 記名式いじめアンケート 教育相談カード いじめ発見チェックポイント	「いじめ問題を考える週間」の実施 (道徳・ふるコミュの充実)	思いやりの心を育てる日	P T A 総会での啓発 (保護者向け)	家庭訪問 教育, 健康相談	学校基本方針の確認 心の教育推進委員会
5	実態に基づいた対応策の検討	(市) 記名式いじめアンケート 教育相談カード いじめ発見チェックポイント		思いやりの心を育てる日		家庭訪問 教育, 健康相談	心の教育推進委員会
6		(市) 記名式いじめアンケート いじめ発見チェックポイント	日曜参観 (道徳の授業公開)	思いやりの心を育てる日	情報モラル (3~6年)	教育, 健康相談	心の教育推進委員会
7		(県) いじめアンケート, いじめ発見チェックポイント		思いやりの心を育てる日	携帯・インターネット 利用実態調査 学級 P T A での啓発 (保護者向け)	教育, 健康相談 子どもを語る会	拡大大心の教育推進委員会
8	2学期の活動計画の検討	いじめ発見チェックポイント				子どもを語る会	
9	実態に基づいた対応策の検討 「いじめ問題を考える週間」取組・評価	(市) 記名式いじめアンケート いじめ発見チェックポイント	「いじめ問題を考える週間」の実施 (道徳・ふるコミュの充実)	思いやりの心を育てる日	学級 P T A での啓発 (保護者向け)	教育, 健康相談	心の教育推進委員会
10	(県) いじめアンケート添付資料作成	(市) 記名式いじめアンケート いじめ発見チェックポイント		思いやりの心を育てる日		教育, 健康相談	心の教育推進委員会
11		(市) 記名式いじめアンケート いじめ発見チェックポイント		いじめをなくそう集会 の計画・準備 思いやりの心を育てる日		教育, 健康相談	心の教育推進委員会 命といじめ問題公開授業 (研修会) 参加
12		(県) いじめアンケート, いじめ発見チェックポイント	校内人権月間	人権標語作成 五つの誓いの作成 いじめ防止標語作成 いじめをなくそう集会 思いやりの心を育てる日	学級 P T A での啓発 (保護者向け)	教育, 健康相談	拡大大心の教育推進委員会
1		(市) 記名式いじめアンケート いじめ発見チェックポイント		思いやりの心を育てる日		教育, 健康相談	心の教育推進委員会
2		(市) 記名式いじめアンケート いじめ発見チェックポイント		思いやりの心を育てる日		教育, 健康相談 子どもを語る会	心の教育推進委員会
3	次年度活動計画案作成	(県) 問題行動等調査 (市) 記名式いじめアンケート いじめ発見チェックポイント		思いやりの心を育てる日	学級 P T A での啓発 (保護者向け)	教育, 健康相談	拡大大心の教育推進委員会